

## 東京大学二宮果樹園土地利用検討の方向性について

東京大学二宮果樹園跡地については、これまで開催した庁内検討委員会及び前回の跡地検討委員会において、「暫定土地利用は、将来的な土地利用を見据えて判断するべき」とのご意見をいただきました。

しかし、当該用地の所有権は本年度中に二宮町の所有となることから遅くとも平成 25 年 4 月からは、二宮町の責任において管理を行っていく状況となっています。

このことを踏まえ、第 2 回東京大学二宮果樹園跡地活用等検討委員会では、今後の検討に係る方向性と暫定土地利用（平成 25 年度からの管理業務を含む）について検討いただきたいと思えます。

### 【 検討の方向性案 】

#### （案 1）暫定土地利用は、将来的な土地利用を見据えて判断する。

今後も継続的に検討を進め、暫定土地利用がその後の将来土地利用に影響を与えない内容で供用することができる。

#### （案 2）暫定土地利用と将来土地利用はそれぞれ別に検討する。

当該地の管理も考え、暫定土地利用を先に決定し、供用に向けて整備等しつつ、将来土地利用を検討していく。

※ 上記 2 案、どちらを選択した場合においても暫定利用整備を行い供用を開始するまでの、草刈り等維持管理は必要と考えます。

### 【 管理に係る案 】

#### （案 1）二宮町による直営管理

- ・町の予算において、管理業務を行う。
- ・年間 2～3 回程度の業者による草刈り等を発注。
- ・草刈りは、周辺道路や住宅に隣接する箇所のみの実施。（住環境に影響を与えない必要最小限の範囲）

#### （案 2）二宮町発注による業者委託

- ・町の予算において、管理業務を行う。
- ・年間委託し、草刈り等を定期的の実施する。
- ・委託金額によって、草刈り範囲は拡大できるが、厳しい財政状況のなか、敷地内全域を実施することは困難。

#### （案 3）ボランティアを募った草刈り等の管理

- ・町の予算を最小限に抑えることが可能。  
（保険等、最少限の予算支出はありえる。）

# 東京大学二宮果樹園跡地活用等検討に係るフロー図

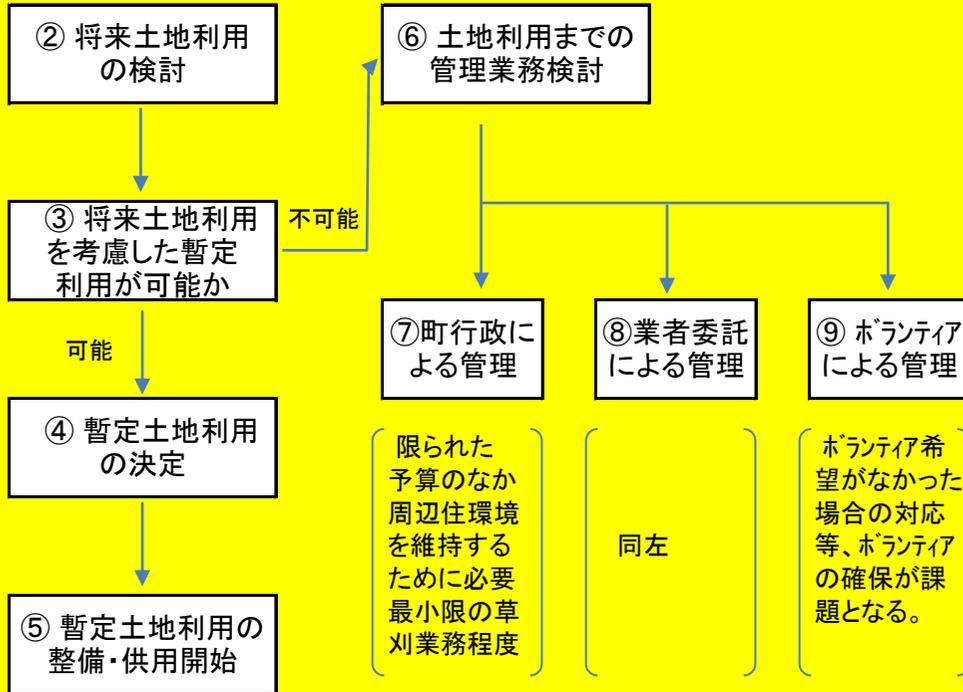
① 暫定土地利用は、将来土地利用を見据えて一体的に検討を進める

一体的に進める

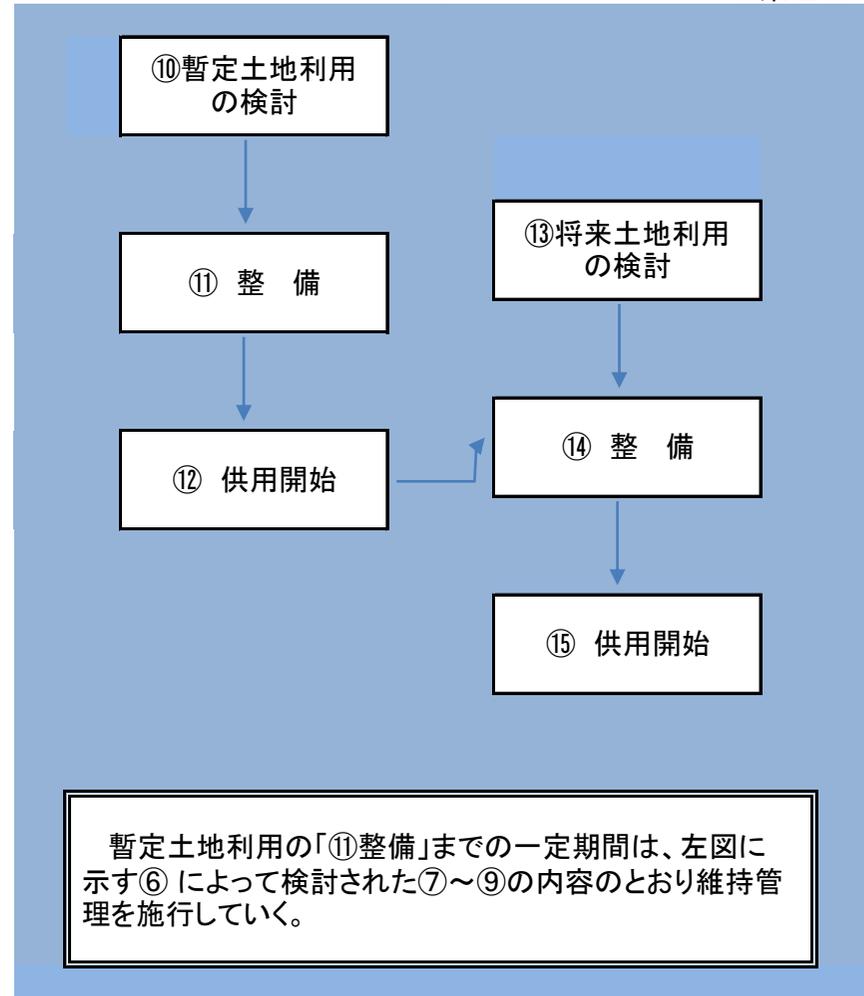
別々に検討する

《案1》

《案2》



暫定及び将来の土地利用が決定するまでの一定期間は、草刈等、適正な維持管理を施行していく。



暫定土地利用の「⑪整備」までの一定期間は、左図に示す⑥によって検討された⑦～⑨の内容のとおり維持管理を施行していく。